

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は保有していません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 10 年～80 年

物品 3 年～22 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引、リース契約1件あたりのリース総額が300万円以下又はリース契約の内訳が複数物件となる場合は1物件100万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（5）引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（6）リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引、リース契約1件あたりのリース総額が300万円以下又はリース契約の内訳が複数物件となる場合は1物件100万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと認められる支出を資本的支出と区分し、通常の維持管理のため又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる支出を修繕費と区分しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 資産の評価方法及び資産計上の考え方等の変更

土地の資産価値を正確に把握するため路線価が定められた地域においては、市町村別、地目別の平均単価から正面路線価で評価することとしました。

県管理の施設である工作物（砂防・地すべり・海岸）については、自己資産に資産計上の考え方を変更しました。

これらの変更により、貸借対照表の有形固定資産が 195,129 百万円増加し、純資産変動計算書の資産評価差額が 32,381 百万円、無償所管換等が 191,820 百万円増加しました。

3 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
(公財) 三重県農林水産支援センター	—	4,117 千円	1,764 千円	5,881 千円
三重県信用保証協会	—	96 千円	234,568 千円	234,664 千円
(公財) 三重県産業支援センター	—	5,651 千円	192,410 千円	198,061 千円
東海労働金庫	—	—	145 千円	145 千円
計	—	9,864 千円	428,887 千円	438,751 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

件数 11 件

請求金額 262,988 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

三重県債管理特別会計

地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計

三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計

三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計

三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計

三重県林業改善資金貸付事業特別会計

三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計

三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	14.2%	186.2%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 898,870 千円
 ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 34,452,052 千円
 ⑧ 過年度修正等に関する事項 なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和元年度当初予算において、財産収入のうち不動産売払収入又は物品売払収入として予算措置されている公共資産を計上しています。

イ 内訳

土地（事業用）	335,867 千円
物品	78,443 千円
合計	414,310 千円

- ② 減債基金に係る積立不足額
 実質公債費比率の算定上の積立不足額はありません。
- ③ 基金借入金（繰替運用）残高
 年度末時点での繰替運用残高はありません。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 948,489,999 千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	433,108,458 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	75,716,937 千円
将来負担額	1,671,835,646 千円
充当可能基金額	43,508,014 千円
特定財源見込額	14,303,026 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	948,489,999 千円

- ⑥ 貸借対照表に計上されたリース債務金額 3,089,478 千円
 ⑦ 管理者（県）と所有者（国）が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア 指定区間外の国道

科目	取得価額等	減価償却累計額	簿価
土地	57,435,287 千円	—	57,435,287 千円
工作物	656,236,635 千円	340,617,044 千円	315,619,591 千円
その他	2,989,903 千円	—	2,989,903 千円
合計	716,661,826 千円	340,617,044 千円	376,044,782 千円

イ 指定区間の一級河川等

科目	取得価額等	減価償却累計額	簿価
土地	56,655,481 千円	—	56,655,481 千円
工作物	333,118,818 千円	201,597,288 千円	131,521,531 千円
その他	1,103,877 千円	—	1,103,877 千円
合計	390,878,176 千円	201,597,288 千円	189,280,889 千円

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計及び簿価が一致しない場合があります。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 19,687,921 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	732,437,526 千円	715,656,619 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	183,167,424 千円	182,083,446 千円
繰越金に伴う差額	△11,802,565 千円	—
会計間の繰入・繰出による差額	△118,506,006 千円	△118,506,006 千円
歳計剰余金の処分による差額	—	950,000 千円
合計（資金収支計算書計上額）	785,296,380 千円	780,184,059 千円

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の金額と一致しない場合があります。

※歳入歳出決算書（一般会計）と資金収支計算書は以下の項目により相違します。

- ・財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額

歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としています（一部の特別会計の分だけ相違する。）。

- ・繰越金に伴う差額

歳入歳出決算書では収入として計上していますが、資金収支計算書では計上されません。

- ・会計間の繰入・繰出による差額

歳入歳出決算書ではそれぞれ収入及び支出として計上していますが、資金収支計算書では計上されません。

- ・歳計剰余金の処分による差額

歳入歳出決算書では支出として計上されませんが、資金収支計算書では計上しています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	<u>2,113,754</u> 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	25,571,289 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	43,954,053 千円
減価償却費	△56,900,950 千円
賞与等引当金繰入額	△13,084,932 千円
退職手当引当金繰入額	△398,823 千円
徴収不能引当金繰入額	△430,579 千円
投資損失引当金繰入額	△5,829 千円
資産除売却損益	1,222,850 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>2,040,833</u> 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 150,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 746 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 409,722 千円

(5) その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

国民健康保険制度改革により三重県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図るため平成 30 年度から国民健康保険事業特別会計を設置しました。